東 京 都 環 境 審 議 会 規 則

東京都規則第１４３号
公布　平成６年７月２９日
施行　平成６年８月１日
改正　平成１２年４月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都環境基本条例（平成６年東京都条例第９２号。以下「条例」という。）第２５条第９項の規定に基づき東京都環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるのものとする。

（組織）

第２条　審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

一　学識経験を有する者　２１人
二　東京都議会議員　９人
三　関係行政機関の職員　１２人

２　条例第２５条第６項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

（調査委員）

第３条　条例第２５条第７項に規定する調査委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第５条　審議会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

第６条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第７条　会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。
２　部会は、会長の指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
４　部会は、会長が招集する。
５　部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

（庶務）
第８条　審議会の庶務は、環境局において処理する。

（補則）
第９条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。